

八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業実施要綱

(目的)

第1条 八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等に対し、特殊寝台等の日常生活用具（以下「用具」という。）を給付すること（以下「給付」という。）により、日常生活の便宜を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱に定める給付の対象者は、別表1の「対象者」欄に掲げる法第19条の3第3項に規定する医療費支給認定に係る小児慢性特定疾病児童等とし、次の全ての要件をみたす者とする。

- (1) 八王子市小児慢性特定疾病医療費支給事業実施要綱に規定する支給認定を受け、小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者
- (2) 小児慢性特定疾病に係る施策以外の児童福祉法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）による施策の対象とはならない者
- (3) 在宅での療養が認められる者

(用具の種目等)

第3条 給付の対象となる用具の種目等は、別表1に定めるとおりとする。

(給付の方法等)

第4条

- (1) 用具の給付は、対象者の扶養義務者に対し、申請に基づき、現物で行うものとする。
- (2) 用具の給付は、一世帯当たり同一種目一件とする。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りではない。
- (3) 既に給付を受けている用具と同一の用具の再支給に係る申請については、前回の給付日より別表1の「耐用年数」欄に規定する期間を経過する前は、原則として給付対象外とする。ただし、市長が必要と認める場合にはこの限りではない。

(給付の申請)

第5条 用具の給付を希望する対象者の扶養義務者（以下「申請者」という。）は、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書（第1号様式、以下「申請書」という。）に次の書類を添えて八王子市長に申請するものとする。ただし、本人の同意により公簿で

確認ができる場合は当該書類の提出を省略することができることとする。

- (1) 給付を受けようとする用具の見積書及び詳細がわかるもの（カタログの写し等）
- (2) 対象者の扶養義務者の収入の状況を確認することができる書類の写し
- (3) 八王子市小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

2 市長は、前項による申請を受理した場合は、当該対象者の身体の状況、介護の状況、家庭の経済状況及び住宅環境等を実地に調査し、すみやかに調査書（第 2 号様式）を作成するものとする。

（給付の決定）

第 6 条 市長は、第 5 条に規定する申請を受けたときは、調査書等の内容および対象者が第 2 条に掲げる要件に該当するか否かを審査の上、用具の給付を行うかどうかを決定するものとする。

2 市長は、用具の給付を行うことを決定した場合には、別表 2 の基準により申請者の自己負担基準月額を決定し、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定通知書（第 3 号様式）及び八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付券（第 4 号様式、以下「給付券」という。）、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具受領報告書（第 5 号様式、以下「受領報告書」という。）を、その申請を却下することを決定した場合には、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付却下決定通知書（第 6 号様式）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

（給付の条件）

第 7 条 市長は、給付の決定をするときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 申請者は、自己負担すべき額を用具の製作又は販売を業とする者（以下「業者」という。）に当該用具の引渡しの日を支払うこと。
- (2) 給付された用具を、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供したりした場合には費用の全部又は一部を返還してもらうこと。
- (3) 給付品目、見積金額など変更（給付品目、金額の変更のない品番等の軽微な変更を除く）をする場合には、市長の承認を受けること。
- (4) 用具の給付を取消す場合には、市長の承認を受けること。

（給付品目等の変更）

第 8 条 申請者は、前条第 3 号に規定する市長の承認を受けようとするときは、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付変更申請書（第 7 号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付変更承認通知書（第8号様式）を申請者に交付するものとする。

（申請の取下げ）

第9条 申請者は、やむを得ない理由により第7条第4号に規定する市長の承認を受けようとするときは、決定を受けた日から30日以内に八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付取下申請書（第9号様式）により行うものとする。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付取下承認通知書（第10号様式）を申請者に交付するものとする。

（用具の給付）

第10条 市長は、用具の給付を低廉な価格で良質かつ適切な供給が確保できる業者に委託して行うものとする。業者の選定に当たっては、経営規模、地理的条件、アフターサービスの可能性等を十分勘案のうえ決定するものとする。

2 申請者は、給付決定からおおむね30日以内に業者から給付を受けなければならない。ただし、給付決定日の属する年度を超えて給付を受けることはできない。

3 用具の中には、診療報酬の対象となるものもあるが、当該用具については、診療報酬の対象となる範囲を超えるものについて支給すること。

4 用具の中には、当該用具を使うために付属品が必要な場合があるが、当該付属品については、その付属品がないと当該用具が機能しないといった場合においてのみ、当該用具とともに給付することができ、付属品のみの給付は認められない。

（自己負担額）

第11条 申請者は、用具の給付を受けたときは、その収入の状況に応じて用具の給付に要する費用の一部（以下「自己負担額」という。）を負担しなければならない。

2 自己負担額は、次に掲げる額の合計額とする。

（1）別表2に定める区分に応じた基準月額。なお、複数の用具の給付を受けている者についても、用具の数にかかわらず別表2に定める額とする。

（2）用具の価格が別表1に規定する基準額を超えたときは、当該用具の価格から当該基準額を減じた額。

3 申請者は、用具の給付を受けたときに、給付券を添えて自己負担額を直接業者に支払うものとする。

（給付の報告）

第12条 用具の給付を受けた申請者は、次に掲げるものを添付して速やかに受領報告書を市長に提出し、給付完了の報告をするものとする。

（1）納品書

(2) 支払った額（自己負担額）の領収書の写し
(用具の検収)

第13条 市長は、前条の受領報告書を受領した場合は、内容の審査及び現地調査等により検収を行うとともに、給付後の適正な使用について指導の万全を図るものとする。

(公費の請求)

第14条 委託を受けて用具を給付した業者は、用具の購入に要した費用から第12条の規定による自己負担額を減じた額を公費負担分として、市長に請求するものとする。

2 前項による公費の請求は、請求書、支払金口座振替依頼書に申請者から提出された給付券を添えて行うものとする。

3 市長は、前項による公費の請求があったときは、対象者に対する用具の給付完了を確認し、支払うものとする。

(決定の取消し及び公費の返還)

第15条 市長は、給付決定を受けた者が、第7条第2号に規定する給付の目的に反した違反又は虚偽の請求等を行った場合、若しくは給付決定日の属する年度内に給付を受けることができなかつた場合は当該用具の給付に係る決定を取消し、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付決定取消書（第11号様式）により、速やかに通知するものとする。

2 前項の規定による取消しをした場合において、公費がすでに支払われているときは、八王子市小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付公費返還通知書（第12号様式）により通知し、返還させるものとする。

(給付台帳の整備)

第16条 市長は、用具の給付状況を明らかにするため、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付台帳（第13号様式）を整備保管するものとする。

(その他)

第17条 この要綱の施行について、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成27年5月28日から施行する。

なお、平成27年4月1日から適用する。

(別表 1)

小児慢性特定疾病児童日常生活用具種目等				
種目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童が容易に使用し得るもの。(手すりをつけることができる。)	4,810円	8年
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,170円	3年
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	163,300円	8年
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	166,320円	8年
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	64,800円	8年
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	97,200円	8年
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	72,360円	8年
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,200円	5年
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	76,030円	5年
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,130円	3年
電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	60,910円	5年
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	21,600円	3年
紫外線カットクリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	40,820円	—
ネブライザー(吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	38,880円	5年
パルスオキシメーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	170,100円	5年
ストーマ装具(蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	111,460円	—
ストーマ装具(蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	146,450円	—
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童又は介助者が容易に使用し得るもの。	126,360円	—

別表 2

小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業自己負担基準月額表

階層区分	世帯の階層(細)区分		自己負担 基準月額	加算 基準月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円 0	円 0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		1,100	110	
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税課税世帯であって、その市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ(所得割の額のない世帯)	C1 階層	2,250	230
		所得割の額のある世帯	C2 階層	2,900	290
D階層	A階層及びB階層を除き前年分の所得税課税世帯であって、その所得税の額の区分が次の区分に該当する世帯	所得税の年額2,400円以下	D1 階層	3,450	350
		2,401 ～ 4,800 円	D2 階層	3,800	380
		4,801 ～ 8,400 円	D3 階層	4,250	430
		8,401 ～ 12,000 円	D4 階層	4,700	470
		12,001 ～ 16,200 円	D5 階層	5,500	550
		16,201 ～ 21,000 円	D6 階層	6,250	630
		21,001 ～ 46,200 円	D7 階層	8,100	810
		46,201 ～ 60,000 円	D8 階層	9,350	940
		60,001 ～ 78,000 円	D9 階層	11,550	1,160
		78,001 ～ 100,500 円	D10 階層	13,750	1,380
		100,501 ～ 190,000 円	D11 階層	17,850	1,790
		190,001 ～ 299,500 円	D12 階層	22,000	2,200
		299,501 ～ 831,900 円	D13 階層	26,150	2,620
		831,901 ～ 1,467,000 円	D14 階層	40,350	4,040
		1,467,001 ～ 1,632,000 円	D15 階層	42,500	4,250
		1,632,001 ～ 2,302,900 円	D16 階層	51,450	5,150
		2,302,901 ～ 3,117,000 円	D17 階層	61,250	6,130
		3,117,001 ～ 4,173,000 円	D18 階層	71,900	7,190
		4,173,001 円以上	D19 階層	全 額	左の自己負担基準月額の10%。ただし、その額が8,560円に満たない場合は8,560円

備考

1 自己負担月額の決定の特例

ア A階層以外の各層に属する世帯から2人以上の児童が、同時に別表2の自己負担基準額表の適用を受ける場合は、その月の自己負担基準月額の最も多額な児童以外の児童については、同表に定める加算基準月額によりそれぞれ算定するものとする。

イ 10円未満の端数が生じた場合は、切り捨てるものとする。

ウ 児童に民法第877条に規定する当該児童の扶養義務者がいないときは、自己負担月額の決定は行わないものとする。ただし、児童本人に所得税又は市町村民税が課されている場合は、本人につき、扶養義務者に準じて自己負担月額を決定するものとする。

2 世帯階層区分の認定

(1) 認定の原則

世帯階層区分の認定は、当該児童の属する世帯の構成員及びそれ以外の者で現に児童を扶養しているものうち、当該児童の扶養義務者のすべてについて、その所得税等の課税の有無により行うものである。

(2) 認定の基礎となる用語の定義

ア 「児童の属する世帯」とは、当該児童と生計を一にする消費経済上の一単位を指すのであって、夫婦と児童が同一家屋で生活している標準世帯は勿論のこと、父が農閑期で出稼ぎのため数箇月別居している場合、病氣治療のため一時土地の病院に入院している場合、父の職場の都合上他の土地で下宿し時々帰宅することを例としている場合などは、その父は児童と同一世帯に属しているものとする。

イ 「扶養義務者」というのは、民法第877条に定められている直系血族(父母、祖父母、養父母等)、兄弟姉妹(ただし、就学児童、乳幼児等18歳未満の兄弟姉妹で未就業の者は、原則として扶養義務者としての取扱いをしないものとする。)並びにそれ以外の三親等以内の親族(叔父、叔母等)で家庭裁判所が特別の事情ありとして、特に扶養の義務を負わせるものである。ただし、児童と世帯を一にしない扶養義務者については、現に児童に対して扶養を履行している者(以下「世帯外扶養義務者」という。)の他は、認定に際して扶養義務者としての取扱い

ウ 認定の基礎となる「所得税額等」とは、所得税法(昭和40年法律第33号)、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和22年法律第175号)の規定及び平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等(厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて」によって計算された所得税の額(ただし、所得税額を計算する場合には、所得税法第78条第1項(同条第2項第1号、第2号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第3号(地方税法第314条の7第1項第2号に規定する寄附金に限る。))、第92条第1項、第95条第1項、第2項及び第3項、租税特別措置法第41条第1項、第2項及び第6項、第41条の2、第41条の3の2第1項、第2項、第5項及び第6項、第41条の19の2第1項、第41条の19の3第1項及び第3項、第41条の19の4第1項及び第3項、租税特別措置法の一部を改正する法律(平成10年法律第23号)附則第12条、所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)附則第59条第1項及び第60条第1項の規定は適用しない。)、地方税法により賦課される市町村民税、(ただし、所得割を計算する場合には、地方税法第314条の7、第314条の8及び同法附則第5条第3項及び第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しない。)、生活保護法による保護及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付(以下「支援給付」という。)をいう。まず、生活保護については、現在生活扶助、医療扶助等の保護を受けている事実、支援給付については支援給付を受けている事実、所得税については前年分の所得税の課税の有無及びその額、市町村民税については、当該年度の市町村民税の課税又は免除(地方税法第323条による免除。以下同じ。)の有無をもって認定の基準とする。ただし、前年分の所得税又は当該年度の市町村民税の課税関係が判明しない場合の取扱いについては、これが判明するまでの期間は、前々年分の所得税又は前年度の市町村民税によることとする。

(3) 自己負担基準額表の適用時期

毎年度の別表「自己負担基準額表」の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱うものとする。

3 自己負担基準額表中、自己負担基準月額欄に「全額」とあるのは、当該児童の措置に要した費用について、市町村が徴収する額は、費用総額を超えないものであること。

4 自己負担基準額の特例

災害等により、前年度と当該年度との所得に著しい変動があった場合には、その状況等を勘案して実情に即した弾力性のある取扱いをして差し支えないものとする。

5 その他

平成25年度の生活保護基準の見直しによる影響を受けないよう、「児童福祉法による保育所運営費国庫負担金について」(昭和51年4月16日厚生省発児第59号の2厚生事務次官通知)第4保育所徴収金(保育料)基準額表備考3(3)に準じて、B階層の対象世帯のうち、特に困窮していると市町村の長が認めた世帯についても、A階層と同様の取扱いとすること。